

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### QI/WP 契約の定期的宣誓期限の延長について

2018年3月1日

2018年2月22日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は QI/WP 契約で規定される定期的宣誓の期限を2カ月延長すると発表した。2017年に公表された QI 契約 ([Rev. Proc. 2017-15](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF))) 及び WP/WT 契約 ([Rev. Proc. 2017-21](#) (同))) では、当該契約の規定に基づき定期的検証を実施し、有効な内部統制が整備されていることについて、定期的宣誓が求められている。

#### 1. 定期的宣誓対象期間と定期的検証対象年度

宣誓対象期間とは QI 契約または WP 契約が有効となる年から完全な3暦年目の末日までとなる。したがって、2014年7月以前より QI 資格を持つ場合、最初の宣誓対象期間は2014年7月1日から2017年12月31日となる。

上記の宣誓対象期間から、いずれか1暦年を定期的検証の対象年度として各 QI/WP は選択可能である。したがって、上記の2017年12月31日までが宣誓対象期間となる場合、2015、2016、2017年のうちいずれか1暦年を検証対象年度とすることになる。

#### 2. 定期的宣誓期限の延長

今回の公表で、宣誓期限が当初の期限から2カ月延長された。定期的検証対象年度に2015年または2016年を選択する場合は、宣誓期限が2018年7月1日から2018年9月1日に延長され、2017年を選択する場合には、2018年12月31日から2019年3月1日に延長となった。

なお、宣誓対象期間の各暦年について、報告対象金額が一定額を超えていない(QI は500万ドル(5,000,000 USD)、WP は100万ドル(1,000,000 USD)) など、一定の要件を満たす QI/WP は検証の免除を申請することが可能である。ただし、定期的検証の免除が IRS に承認された場合でも定期的宣誓は必須である。今回の公表で免除申請の承認を得た QI/WP の定期的宣誓期限も延長され、当初の2018年7月1日から2018年9月1日となった。

#### 3. 宣誓の方法

各 QI/WP は、QI/WP 契約更新時に使用した IRS のアカウントマネジメントシステム上で、宣誓を行うことが見込まれる。IRS は、当該アカウントマネジメントシステム内のメッセージボードで、宣誓に関する追加公表を4月上旬に行う予定である。各 QI/WP は、当該アカウントマネジメントシステムについて、ログイン情報を事前に確認しておくことが推奨される。

[QI/WP/WT Allocation and Account Management System](#) (IRS ウェブサイト(英語))

#### おわりに

定期的宣誓を行うアカウントマネジメントシステムの実装が4月以降になることを鑑み、定期的宣誓期限が延長されたことは IRS からの実務担当者への配慮と想定される。

ただし、QI/WP コンプライアンスプログラムの構築などが、定期的宣誓の宣誓項目に含まれるため、未対応の QI/WP は早急な対応が必要である。また定期的検証の免除申請を行う QI も、宣誓期限が延長されたとはいえ、免除申請の提出に向け速やかな準備が必要である。

デロイト トーマツ 税理士法人では、QI/WP コンプライアンスプログラムの構築、QI 定期的検証免除申請支援、QI/WP 定期的検証および QI/WP の定期的宣誓のサポートも行っている。各 QI/WP で、上記対応についてサポートを検討される場合は、デロイト トーマツ 税理士法人の各担当者まで問い合わせいただきたい。

なお、2017年に公表された、FFI 契約 [Rev. Proc. 2017-16](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF)) の規定に基づく定期的検証及び宣誓の方法については、今回の発表に含まれておらず、IRS からのガイダンスが待たれる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

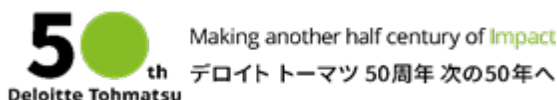
過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohmatu.co.jp">kosaku.maeda@tohmatu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohmatu.co.jp">naoko.akiba@tohmatu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohmatu.co.jp">ching-feng.yeh@tohmatu.co.jp</a>
マネジャー	五十嵐 寿行	<a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp">hisayuki.igarashi@tohmatu.co.jp</a>
マネジャー	高島 憲一	<a href="mailto:kenichi.takashima@tohmatu.co.jp">kenichi.takashima@tohmatu.co.jp</a>
アシスタントマネジャー	上田 真樹	<a href="mailto:masaki.ueda@tohmatu.co.jp">masaki.ueda@tohmatu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp">tax.cs@tohmatu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	



トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001